

沖縄県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護サービス事業者のテクノロジー導入を支援するために必要な経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な運営に資するため、介護テクノロジー定着支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護テクノロジー導入・協働化等支援事業）交付要綱（令和7年6月18日付け厚生労働省発老0618第6号（以下「国交付要綱」という。））及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。（以下「規則」という。））に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、区分、基準額及び対象経費は別表1のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

- (1) 別表1の第1欄に掲げる区分ごとに、対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額と同表の第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額とする。この場合において、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

（交付決定）

第 6 条 補助金の交付の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第 7 条 補助事業者は、前条の交付決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に、交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

（変更申請）

第 8 条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は変更承認申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（中止又は廃止申請）

第 9 条 補助事業者は、事業を中止または廃止する場合は事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（事前着手）

第 10 条 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助金の対象としない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書きに該当する場合は、交付決定前着手承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実施状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止を受けたときを含む。）は、その日から起算して 30 日を経過した日または令和 8 年 1 月 31 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 知事は、前条の報告を受けたときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。
- 3 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 14 条 第 9 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

別表 1

1 区分		2 基準額	3 対象経費
(1) 介護テクノロジー等の導入支援	「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器又はその他機器	1 機器につき 100 万円	補助事業者が行う事業の実施に必要な経費
	「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」	別表 2 による	
	「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「機能訓練支援」、「食事・栄養管理支援」、「認知症生活支援・認知症ケア支援」に該当する機器	1 機器につき 30 万円	
(2) 介護テクノロジーパッケージ型導入支援（機器等の合計経費）		1 事業所につき 400 万円	
(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援		1 事業所につき 45 万円	

別表 2

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、第 1 欄に定める区分ごとに第 2 欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律 250 万円を基準額とする。

1 職員数（申請時点）	2 基準額
1 名以上 10 名以下	100 万円
11 名以上 20 名以下	150 万円
21 名以上 30 名以下	200 万円
31 名以上	250 万円

- ※ 1 訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和 7 年度中に「ケアプランデータ連携システム」により 5 事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に 5 万円を加算する。
- ※ 2 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけではなく、ICT の活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。
- ※ 3 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 2 条第 8 号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入する。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない。）としても差し支えない。